

多賀城市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年6月23日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

行政監査結果報告書

自動体外式除細動器(AED)設置・管理状況について

多賀城市監査委員

平成29年6月

1 監査のテーマ

自動体外式除細動器(AED)設置・管理状況について

2 監査の目的

自動体外式除細動器(以下、「AED」という。)は、心停止(心室細動)となった人に対し、施設職員や通行人等その場に居合わせた人が使用して救命活動を行うことのできる医療機器である。国が、平成16年7月に非医療従事者による取り扱いを示してから、多数の人々が利用する施設を中心に普及してきている。

このような中で、国は、平成21年4月にAEDが医療機器であり、適切に管理を行う必要があることから管理の徹底に関する通知を行っている。更に、平成25年9月には、AEDの効果的かつ効率的な配置、拡大を進めるため、適正配置に関するガイドラインを示している。本市においても、AEDの設置・管理が適切に行われているかなどを監査し、今後のAEDの適切な管理に資することを目的に監査を実施した。

3 監査の対象

平成28年11月1日現在における市の施設(指定管理者制度導入施設等を含む。)に係るAEDの設置及び管理事務

4 監査対象部署

全部署

5 監査の実施期間

平成28年11月21日から平成29年6月19日まで

6 監査の方法

監査対象部署に対し、調査票や関係書類の提出を求めて調査を行うとともに、必要に応じ担当職員等から説明聴取を行った。

7 監査の着眼点

次に掲げる視点から監査を行った。

- (1) AEDの設置場所の表示が適切に行われているか。
- (2) AEDの日常的な点検の実施や管理が適切に行われているか。
- (3) AEDの操作方法の習得が適切に行われているか。

8 監査結果の概要

(1) 設置施設の状況

設置施設の状況については表1のとおりである。

表1 施設別設置状況

(単位:台)

担当部署名		設置施設		台数	
総務部	地域コミュニティ課	1	市民活動サポートセンター	1	
保健福祉部	社会福祉課	2	児童発達支援センター	1	
		3	高橋応急仮設住宅	1	
	生活再建支援室	4	勤労青少年仮設住宅	1	
		5	多賀城中学校仮設住宅	1	
		子育て支援課	6	鶴ヶ谷児童館	1
	7		西部児童センター	1	
	8		多賀城小放課後児童クラブ	1	
	9		天真小放課後児童クラブ	1	
	10		城南小放課後児童クラブ	1	
	11		多賀城東小放課後児童クラブ	1	
	12		多賀城八幡小放課後児童クラブ	1	
	13		多賀城市子育てサポートセンター	1	
	保育課	14	鶴ヶ谷保育所	1	
		15	笠神保育所	1	
		16	志引保育所	1	
		17	八幡保育所	1	
		18	桜木保育所	1	
	健康課	19	市役所庁舎内	1	
	介護福祉課	20	シルバーヘルスプラザ	1	
		21	屋内ゲートボール場	1	
		22	シルバーワークプラザ	1	
		23	桜木住宅高齢者生活相談所	1	
		教育委員会事務局	教育総務課	24	多賀城小学校
25	多賀城東小学校			2	
26	山王小学校			3	
27	天真小学校			2	
28	城南小学校			2	
29	多賀城八幡小学校			2	
30	多賀城中学校			2	
31	第二中学校			2	
32	東豊中学校			2	
33	高崎中学校			2	
生涯学習課	34			多賀城市立図書館	2
	35			山王地区公民館	1
	36			大代地区公民館	1
	37		多賀城市文化センター	3	
38	多賀城市総合体育館		2		
39	多賀城市市民プール		1		
40	多賀城市市民テニスコート		1		
上水道部	管理課	41	上水道部庁舎	1	
合計				56	

(2) 設置場所の表示状況

市の施設にAEDが設置されていることを表示・案内している表示の状況については表2のとおりである。

表2 設置場所の表示状況 (単位：施設)

施設の外から見える場所への表示			AEDが設置されている場所への案内表示		
あり	なし	合計	あり	なし	合計
39	2	41	15	26	41

(3) 取得方法の状況

取得方法の状況については表3のとおりである。

表3 取得方法の状況 (単位：台)

購入	リース	寄贈	その他	合計
26	20	10	0	56

(4) 点検の状況

点検の状況については表4のとおりである。

表4 点検の状況 (単位：台)

毎日している	2～3日おきにしている	その他	合計
15	5	36	56

※「その他」は月1回実施、実施していない等が含まれる。

(5) 日常点検表の状況

日常点検表の状況については表5のとおりである。

表5 日常点検表の状況 (単位：台)

日常点検表あり	日常点検表なし	合計
19	37	56

(6) 点検担当者選任数の状況

点検担当者選任数の状況については表6のとおりである。

表6 点検担当者選任数の状況 (単位：台)

1人	2人	3人以上	合計
7	19	30	56

(7) 表示ラベル等の状況

表示ラベル(消耗品)等については表7のとおりである。

表7 表示ラベルの状況

(単位:台)

表示ラベル(消耗品、本体管理)あり	表示ラベル(消耗品のみ)あり	表示ラベル(本体管理のみ)あり	表示ラベル(消耗品、本体管理)なし	合計
23	32	0	※ 1	56

※消耗品、本体管理の表示ラベルが両方ない1施設(台)は、リース会社がすべて管理しているためである。

(8) 消耗品の管理状況

消耗品の管理状況については表8のとおりである。

表8 消耗品の管理状況

(単位:台)

電極パッドの交換時期目安の過ぎているもの			バッテリーの交換時期目安の過ぎているもの		
あり	なし	合計	あり	なし	合計
3	53	56	4	52	56

(9) 操作方法の習熟度の状況

操作方法の習熟度の状況については表9のとおりである。

表9 操作方法の習熟度の状況

(単位:%)

講習会を受講したことのない人の割合	講習会を3年以内に受講した人の割合	講習会を3年より前に受講した人の割合	合計
11.8	83.8	4.4	100

※施設の職員に対する割合である。

(10) AEDの使用状況

過去にAEDの使用状況については表10のとおりである。

表10 AEDの使用状況

(単位:台)

使用した	使用していない	合計
1	55	56

(11) 財団法人日本救急医療財団への設置者登録状況

財団法人日本救急医療財団への設置者登録状況については表11のとおりである。

表11 財団法人日本救急医療財団への設置者登録状況 (単位：施設)

番号	施設名	登録あり	登録なし	合計
1	本庁舎等	0	2	2
2	地域コミュニティ施設	0	1	1
3	児童・保育施設	8	5	13
4	保健・福祉施設	2	6	8
5	文化・社会教育施設	2	2	4
6	学校施設	5	5	10
7	スポーツ施設	0	3	3
	計	17	24	41

9 監査の結果

(1) AEDの設置場所の表示が適切に行われているか。

多賀城市のAEDの設置状況については、台数として56台設置されており、設置施設数としては、41施設となっている。

設置場所の表示状況については、施設の入口である玄関など施設外から見える場所に設置していない台数は3台(2施設)であった。また、設置場所の案内表示をしていない台数は、33台(26施設)であったが、設置場所が玄関前など比較的わかりやすい場所にあるものがほとんどであった。

AEDの設置場所については、一般市民等誰もがわかりやすく、瞬時に設置場所の特定ができなければ、緊急事態への対応は困難であることに鑑み、設置場所の表示は大変重要であると考えます。

したがって、設置しているAEDがより有効的に機能するためには、その施設がAEDの設置場所であることを認識しやすい表示、また、施設の規模等を考慮し、設置場所への案内誘導表示の仕方などについて改めて再確認願いたい。

(2) AEDの日常的な点検の実施や管理が適切に行われているか。

AEDの日常的な点検の実施、管理をする目的は、いざという時に使用出来る状態にしておくということである。そのため、AEDの適切な管理方法について、平成21年厚生労働省の通知が出されているところである。

通知の中では、

ア 設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

イ AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

ウ AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

等について示されている。

点検者担当選任数の状況を見ると、全施設(全台数)で選任されていることが確認できた。

日常的な点検の実施状況については、毎日実施していると回答している台数は、15台(13施設)であった。施設の休日等を除き、日常的な点検を実施されたい。

また、日常点検表については、37台(25施設)で記載されていなかったことから、日常的に点検している結果を記録するため、日常点検表の作成をされたい。

さらに、消耗品の管理状況を見ると、電極パッドの交換時期の期限切れ目安が過ぎたものは3台(3施設)、また、バッテリーの交換時期の期限切れの目安が過ぎたものは4台(3施設)あったが、監査報告時までにはすべて交換されていた。引き続き、

消耗品等管理のため、表示ラベルへの適正な記載を行い、電極パッドやバッテリー等の交換時期を日頃から把握されたい。

(3) AEDの操作方法の習得が適切に行われているか。

施設職員に対するAEDの操作方法の習得のための講習会の受講状況は、3年以内に講習会を受講している人の割合が83%、3年より依然に受講した方の割合が5%で合わせて、88%の方が使用方法の習得をしている状況にあり、講習会を受講していない人がいない施設はなかった。

緊急時にAEDを使用できる状況にあることが求められていることから、継続的に講習会を受講し、できる限り施設職員全員が受講できるよう配意願いたい。

10 むすび

多賀城市においては、多数の市民が利用する施設へのAEDの設置については、設置され普及しているが、引き続きAEDをより適切に管理を行い、設置の効果を上げていくことが重要と考える。

AEDは、施設に設置されていけばよいというものではなく、施設内の適切な場所に配置され、日々の点検や消耗品を交換するなど適切な管理を行い、いつでもAEDが正常に作動する状態にしておく必要がある。また、AEDの使用を含め救命が適切に行える人材の存在が重要であり、これらが有機的に働くことでAED設置の効果が発揮されるものである。

このため、AEDのある施設は、設置した場所がわかりやすいよう工夫した配置や表示をしていただきたい。

また、AEDが正常に作動するかを確認するため、点検表を作成し、日常的な点検の徹底をしていただきたい。

さらに、施設職員に対しては、AEDの使用方法についての教育、訓練を実施し、いつでも使用できる人材育成をしていただきたい。

加えて、AEDが市内のどこの施設に設置されているかを知っていただくことが重要であることから、市民に対し周知を図られたい。

最後に、救急救命においてはAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重要な事象を防止するため、AEDの設置に当たっては、その適切な管理等を徹底されるよう切望するものである。